

企業会計基準公開草案第2号「1株当たり当期純利益に関する会計基準（案）」
及び企業会計基準適用指針公開草案第4号「1株当たり当期純利益に関する会計
基準の適用指針（案）」に対する意見

平成14年8月30日
日本公認会計士協会

このたび公表されました上記公開草案に対する当協会としての意見を以下のとおり申し上げます。

1. 1株当たり当期純利益の算定について

（コメント）

普通株式に係る当期純利益の算定において、利益処分による役員賞与金の額を普通株主に帰属しない金額に含めるべきではない。

なお、1株当たり純資産の算定についても同様である。

（理由）

1株当たり当期純利益の開示は、その目的に記載のとおり、普通株主に関する一会計期間における企業の成果を示し、投資家の的確な投資判断に資する情報を提供するものであるから、普通株主に係る当期純利益は、損益計算書上の当期純利益から、普通株主に帰属しない金額を控除することは当然の処理であると考えます。しかし、会計基準公開草案第15項によれば、利益処分による役員賞与を普通株主に帰属しない金額として例示しているが、わが国においての役員賞与の金額は、当期に計上された費用ではなく、株主総会において普通株主によって決議されるまでは未確定のものであり、優先配当のように明らかに普通株主に帰属しないものとは性格が異なるものである。したがって、これを普通株主に帰属しない金額として処理すべきではないと考える。

2. 開示について

（コメント）

前期の1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、当期に株式併合又は株式分割が行われた場合、これらが前期首に行われたと仮定して算定した影響を注記することを要求しているが、影響額を注記するのではなく、前期首に行われたと仮定して算定した金額を併記すべきである。

また、当期末後に株式併合又は株式分割が行われた場合、重要な後発事象として、各期首にこれらが行われたと仮定して算定した影響を注記することを要求しているが、影響額を注記するのではなく、各期首に行われたと仮定して算定した金額を併記すべきである。

なお、中間期における開示についても明記すべきである。

(理由)

会計基準公開草案第 32 項によれば、前期の 1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益は、前期首に株式併合又は株式分割が行われたと仮定してその影響を注記する旨が規定されている。会計方針の変更の注記に準じれば、一般的にその影響を注記するという場合、変更前と変更後の差額も開示することになる。もし、会計基準公開草案がそのような注記を要求しているのであれば、開示が煩雑で非常に不明瞭になるため、むしろ前期首に株式併合等が行われたと仮定して算定した金額を併記する方が明瞭であると考えられる。

また、会計基準公開草案第 33 項によれば、当期末後に株式併合等が行われた場合における重要な後発事象としての注記についても、各期首にそれらが行われたと仮定してその影響を注記する旨が規定されているが、上記と同様に各期首に行われたと仮定して算定した金額を併記する方が明瞭であると考えられる。

3. その他のコメント

(1) 会計基準公開草案第 18 項について

企業会計基準第 1 号第 29 項における連結子会社が保有する親会社株式に係る持分計算と、連結ベースでの 1 株当たり当期純利益の算定との関連が明確でないため、連結ベースでの 1 株当たり当期純利益の算定上、普通株式の期中平均発行済株式数から控除される期中平均自己株式数の中に子会社が保有する親会社株式が含まれるかどうか、含まれる場合に親会社持分相当の株式数のみを控除すべきかどうかについて明確に規定されたい。

(2) 開示について

財務諸表等規則第 8 条の 3 及び同ガイドライン 8 の 3 1 によれば、会計方針の変更があった場合の影響として営業損益等への影響を開示することになっているが、当期純利益への影響を開示するとともに、当該変更が 1 株当たり当期純利益に与える影響についても開示するのが望ましいと考える。

(3) 文章表現について

適用指針公開草案第 21 項の文書のうち、以下の文章はここで引用する必然性に乏しいため削除すべきである。

「これらの場合の株価は、市場において公表されている取引価格の終値を優先適用する（金融商品会計に関する実務指針 第 60 項参照）。」

適用指針公開草案第 23 項は、実務対応報告第 1 号 Q 5 に整合させるため、以下のように修正すべきである。

「ワラントには、平成 14 年の商法改正施行前にその発行が決議された新株引受権付社債に付された新株引受権も含まれる。」

適用指針公開草案第 27 項は、実務対応報告第 1 号 Q 5 に整合させるため、以下のように修正すべきである。

「転換証券には、平成 14 年の商法改正施行前にその発行が決議され、一括法にて処理されている転換社債も含まれる。」

適用指針公開草案第 50 項は、第 16 項なお書きと対比した場合、どのような点に留意すべきか必ずしも明確ではないため、明確となるよう表現を改めるべきである。

適用指針公開草案第 52 項は、実務対応報告第 1 号の説明を引用して関連付けした方が分かりやすいため、以下のように修正すべきである。

「一括法により会計処理することが認められている新株予約権付社債は、通常、転換社債型新株予約権付社債（代用払込の請求があったとみなす新株予約権付社債で、従来の転換社債と経済的実質が同一であると考えられるものをいう。）と呼ばれている。」

以 上